

令和4年度デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、農業生産現場におけるアグリテック活用を推進するため、予算の範囲内において令和4年度デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、令和4年度デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）補助金実施要領（令和4年8月16日付農振第489号宮城県農政部長通知。以下「実施要領」という。）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和4年2月25日付府地創第63号内閣府通知）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付府地創第127号内閣府通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び交付率）

第2条 県は、事業実施主体が行う次に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

農業者が行うスマート農業関連の機械設備等導入

- 2 交付対象経費の区分及び交付率等は、別表に定めるところによる。
- 3 知事は、特に必要があると認めるときは、別表について事業対象期間の終期を変更することができる。

（交付の申請）

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税は、これを減額して申請しなければならない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (2) 事業実施主体の県税に未納がないことの証明書（納税証明書）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付決定の通知）

第4条 知事は、事業実施主体から第3条第1項の規定による交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、事業実施

主体に交付決定の通知を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること（別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあってはこの限りではない）
- (2) 交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること
- (3) その他必要な事項

(事業遅延等の届出)

第6条 事業実施主体は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（実施要領別紙1）
- (2) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、第7条第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 知事は、規則第14条の規定により、その報告に係る交付事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体等に対して、命ずることがある。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときには、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、そ

の請求は、別記様式第6号によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 知事は、第5条第1項の（2）の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び規則第16条第1項又は第2項に掲げる場合には、規則同条の規定に基づき、第4条の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、前項の取り消しをしたとき、又は事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合に既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条に基づき、その返還を命ずるものとする。また、その際の加算金及び延滞金については、規則第18条に基づくものとする。

(事業名の掲示等)

第12条 この補助金により設置又は導入した施設、機械等のうち、第16条の規定により処分の制限を受けることとなる財産には、補助金に係る事業の実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(財産の管理等)

第13条 事業実施主体は補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について、交付事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならぬ。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を納付させことがある。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、要綱別表に掲げる事業により取得又は効用を増加させた機械、器具及び施設等とする。

2 当該機械、器具及び施設等の取得価格が50万円未満の場合にあっても、前項に準じた処分制限の取扱いとする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第15条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については知事が別に定める期間内）とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第7号により、知事の承認を受けなければならない。

2 当該機械、器具及び施設等の取得価格が50万円未満の場合にあっても、前項に準じた処分制限期間及び内容の取扱いとする。

(補助金の経理)

第16条 事業実施主体は、交付事業についての記録を整え、他の経理と区別して交付事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の記録とともに交付事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出及び経由)

第17条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、事業を所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長を経由し、地方振興事務所長又は地域事務所長はその写しを保管するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月16日から施行し、令和4年度予算に係る当該補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。